

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日か休日、
がと翌日
当たりの日)

目次

- ◇規 則 技能労務職員の給与に関する規則等の一部を改正する規
則
- ◇教委規則 地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が
定める職に関する規則の一部を改正する規則
- ◇企業管理規程 技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
- ◇企業訓令 鳥取県企業局組織規程等の一部を改正する企業管理
規程
- ◇県議会告示 鳥取県管発電所処務規程等の一部を改正する企業訓令
規程
- 技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規
則

規 則

技能労務職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十三年二月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第四号

技能労務職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

(技能労務職員の給与に関する規則の一部改正)

第一条 技能労務職員の給与に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

現業職員の給与に関する規則

第一条中「技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十三年十月鳥取県規則第三十七号。以下「技能労務職員の給与条例」という。)に基づき」を「現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十三年十月鳥取県規則第三十七号。以下「現業職員の給与条例」という。)に基づき」に、「技能労務職員」を「現業職員」に改める。

第四条の見出し中「及び給与の支給方法等」を削り、同条中「扶養手当」の下に、「調整手当」を加え、「及び給与の支給方法並びに休職者の給与及び勤務一時間当り給与額等」を削る。

第五条の次に次の一条を加える。

(雑則)

第六条 この規則に定めるもののほか、職員の給与の支給については、給与条例の適用を受ける者の例による。

附則第四項中「技能労務職員の給与条例」を「現業職員の給与条例」に改める。

附則第五項中「前項」を「前二項」に改め、同項を附則第六項とし、附則第四項の次に次の一項を加える。

5 現業職員の給与条例附則第三項の規定により支給される暫定手当の額は、給料表の各職務の等級の号給又は給料月額ごとに、当該号給又は給料月額についての昭和四十二年八月一日における前項の規定によ

別表第一

現業職給料表

職務の等級 号 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	27,900	18,400	15,700
2	29,600	19,200	16,400
3	31,400	20,000	17,100
4	33,400	20,900	17,600
5	35,400	21,900	18,400
6	37,500	22,900	19,200
7	39,600	23,900	20,000
8	41,700	25,200	20,900
9	43,800	26,500	21,900
10	47,800	27,900	22,900
11	50,200	29,400	23,900
12	52,600	31,000	24,900
13	55,000	32,800	25,900
14	58,600	34,600	27,000
15	61,100	36,300	29,400
16	63,600	39,600	31,000
17	66,100	41,700	32,800
18	68,500	43,800	34,600
19	70,900	45,900	36,300
20	73,200	48,000	39,600
21	75,500	52,600	41,700
22	77,600	55,000	43,800
23	79,700	57,100	45,900
24	81,500	59,200	48,000
25	83,300	61,300	50,000
26		62,900	52,000
27		64,300	53,900
28		65,500	55,300
29		66,600	56,500
30		67,700	57,600
31		68,800	58,600
32			59,600
33			60,600

別表第一を次のように改める。

附則別表第二中

32		1,370
----	--	-------

を

32		1,370
33		1,390

に改める。

る三級地に係る暫定手当の月額に五分の一を乗じて得た額に相当する額とし、昭和四十三年三月三十一日までの間、支給する。

別表第三中「一六、六〇〇円」を「一七、六〇〇円」に、「一五、五〇〇円」を「一六、四〇〇円」に改める。

(職員の退職手当の支給に関する規則の一部改正)

第二条 職員の退職手当の支給に関する規則(昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「及び暫定手当」を「これらに対する調整手当及び暫定手当」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の現業職員の給与に関する規則(同規則の題名及び第一条を除く。)の規定及び第二条の規定による改正後の職員の退職手当の支給に関する規則の規定は、昭和四十二年八月一日から適用する。

(給与の内払)

3 第一条の規定による改正前の技能労務職員の給与に関する規則の規定に基づいて昭和四十二年八月一日からこの規則の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、同条の規定による改正後の現業職員の給与に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定による給与の内払とみなす。この場合において、改正後の規則の規定により調整手当を支給されることとなる職員に支払われた暫定手当は、改正後の規則の規定による調整手当の内払とみなす。

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十三年二月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第五号

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職に関する規則(昭和四十年八月鳥取県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

第二号中「次長」の下に「(発電所の次長を除く。)」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会規則

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十三年二月一日

鳥取県教育委員会委員長 井 上 善 一

鳥取県教育委員会規則第一号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則(昭和三十二年十一月鳥取県教育委員

会規則第九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

現業職員の給与に関する規則

第一条中「技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十一年十月鳥取県条例第三十七号。以下「技能労務職員の給与条例」という。)に基づき」を「現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十一年十月鳥取県条例第三十七号。以下「現業職員の給与条例」という。)に基づき」に、「技能労務職員」を「現業職員」に改める。

第四条の見出し中「及び給与の支給方法等」を削り、同条中「及び給与の支給方法並びに休職者の給与及び勤務一時間当り給与額等」を削り、同条の次に次の一条を加える。

(雑則)

第五条 この規則に定めるもののほか、職員の給与の支給については、給与条例の適用を受ける者の例による。

附則第四項中「技能労務職員の給与条例」を「現業職員の給与条例」に改める。

附則第五項中「前項」を「前二項」に改め、同項を附則第六項とし、附則第四項の次に次の一項を加える。

5 現業職員の給与条例附則第三項の規定により支給される暫定手当の額は、給料表の各職務の等級の号給又は給料月額ごとに、当該号給又は給料月額についての昭和四十二年八月一日における前項の規定による三級地に係る暫定手当の月額に五分の一を乗じて得た額に相当する額とし、昭和四十三年三月三十一日までの間、支給する。

に改める。

附則別表第二中

25	1,430	1,210
26	1,460	1,240
27	1,480	1,270
28	1,510	1,290
29	1,540	1,310
30	1,570	1,330
31	1,600	1,350
32		1,370

を

25	1,550	1,210
26	1,630	1,240
27	1,710	1,270
28	1,770	1,290
29	1,830	1,310
30	1,880	1,330
31	1,920	1,350
32	1,960	1,370
33	1,980	1,390
34	2,010	

別表第一を次のように改める。

現業職給料表

職務の等級 号 級	1 等 級	2 等 級
	給料月額	給料月額
1	18,400	15,700
2	19,200	16,400
3	20,000	17,100
4	20,900	17,600
5	21,900	18,400
6	22,900	19,200
7	23,900	20,000
8	25,200	20,900
9	26,500	21,900
10	27,900	22,900
11	29,400	23,900
12	31,000	24,900
13	32,800	25,900
14	34,600	27,000
15	36,300	29,400
16	39,600	31,000
17	41,700	32,800
18	43,800	34,600
19	45,900	36,300
20	48,000	39,600
21	52,600	41,700
22	55,000	43,800
23	57,100	45,900
24	59,200	48,000
25	63,600	50,000
26	66,100	52,000
27	68,500	53,900
28	70,900	55,300
29	73,200	56,500
30	75,500	57,600
31	77,600	58,600
32	79,700	59,600
33	81,500	60,600
34	83,300	

別表第一

別表第三中「一六、六〇〇円」を「一七、六〇〇円」に、「一五、五〇〇円」を「一六、四〇〇円」に改める。

附 則

- 1 (施行期日等) この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の現業職員の給与に関する規則(同規則の題名及び第一条を除く。)の規定は、昭和四十二年八月一日から適用する。(給与の内払)
- 3 この規則による改正前の技能労務職員の給与に関する規則の規定に基づいて昭和四十二年八月一日からこの規則の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、この規則による改正後の現業職員の給与に関する規則の規定による給与の内払とみなす。

企業管理規程

鳥取県企業局組織規程等の一部を改正する企業管理規程をここに公布する。

昭和四十三年二月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県企業管理規程第一号

鳥取県企業局組織規程等の一部を改正する企業管理規程

(鳥取県企業局組織規程の一部改正)

第一条 鳥取県企業局組織規程(昭和三十八年五月鳥取県企業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

別表中

鳥取県宮春米発電所	八頭郡若桜町
鳥取県企業局西部建設事務所	米子市

を

鳥取県宮春米発電所	八頭郡若桜町
鳥取県宮日野州第一発電所	日野郡日野町
鳥取県企業局西部建設事務所	米子市

に改める。

(鳥取県企業局に勤務する職員の職の設置等に関する規程の一部改正)

第二条 鳥取県企業局に勤務する職員の職の設置等に関する規程(昭和三十九年三月鳥取県企業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「事務員、技術員及び技能労務員」を「事務員及び技術員」に改める。

別表第五号中「技師補」の下に「自動車整備士、運転士、保守員」を加え、同表第六号を削る。

(企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第三条 企業職員の給与に関する規程(昭和四十一年十二月鳥取県企業管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「(昭和四十一年十二月鳥取県条例第三十九号)」を「(昭和四十一年十二月鳥取県条例第三十九号。以下「条例」という。)」に改める。

第二条第二号中「技能労務職員」を「現業職員」に改める。

第三条第二項中「技能労務職員の給料表」を「現業職員の給料表」に、「技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例」を「現業職員の給与の種類及び基準に関する条例」に、「技能労務職員給与条例」を「現業職員給与条例」に改める。

第四条第三項中「技能労務職員」を「現業職員」に改める。

第五条第二項中「技能労務職員の初任給」を「現業職員の初任給」に、「技能労務職員給与条例」を「現業職員給与条例」に改める。

第十四条を第十六条とし、第十三条の二を第十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

(勤務一時間当たりの給与額の算出)

第十五条 条例第八条、第十条及び第十一条の手当を支給する場合の勤務一時間当たりの給与額は、職員の勤務が第六条に規定する特殊勤務手当の支給の対象とならない勤務であるときは、給料の月額及び初任給調整手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間の勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額(以下この項において「月額給与の時間額」という。)とし、職員の勤務が特殊勤務手当の支給の対象となる勤務であるときは、月額給与の時間額に次の各号に掲げる額を加算した額とする。

- 一 一日によつて定められた特殊勤務手当については、その金額を一日の所定勤務時間数(日によつて所定勤務時間数が異なる場合には、一週間における一日平均所定勤務時間数)で除して得た額
- 二 二月によつて定められた特殊勤務手当については、その金額に十二を乗じ、その額を一週間の勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額

2 条例第十七条に規定する勤務一時間当たりの給与額に関しては、給与条例の適用を受ける者の例による。

別表第一中

主 係 職 五	任 長 名 等	任 長 名 級
---------	---------	---------

を

主 係 職 五	任 長 名 等	任 長 名 級
---------	---------	---------

に改める。

別表第二を次のように改める。

職務の等級	職務の等級に含まれる職務
二 等 級	イ 自動車整備士の職の占める職務 ロ 運転士及び保守員の職のうち相当長期の経験を必要とする職の占める職務
三 等 級	運転士及び保守員の職の占める職務

別表第三中

支給割合	百分の十五
百分の十	
百分の十	

を

支給割合	百分の二十
百分の十六	
百分の十六	

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この企業管理規程は、公布の日から施行する。ただし、第三条中別表

第三の改正規定は、昭和四十三年一月一日から適用する。

(勤務一時間当たりの給与額算出の基礎)

2 職員に暫定手当が支給される間、第三条の規定による改正後の企業職員の給与に関する規程第十五条第一項中「及び初任給調整手当の月額」とあるのは、「初任給調整手当の月額及び暫定手当の月額」と読み替えて、この規定を適用する。

企 業 訓 令

鳥取県企業訓令第一号

鳥取県営発電所処務規程等の一部を改正する企業訓令を次のように定める。

昭和四十三年二月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県営発電所処務規程等の一部を改正する企業訓令

(鳥取県営発電所処務規程の一部改正)

第一条 鳥取県営発電所処務規程(昭和三十八年五月鳥取県企業訓令第三号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二 条 削 除

第三条第一項を次のように改める。

所に、所長及び次長を置く。

第三条第三項中「係長」を「次長」に、「その係に属する業務」を「所の業務」に改める。

第五条第一項中「主務係長」を「次長」に、「係長に事故があるときは」を「次長に事故があるときは」に、「係長が指名した吏員」を「所長が指名した吏員」に改める。

(鳥取県企業局被服貸与規程の一部改正)

第二条 鳥取県企業局被服貸与規程(昭和三十八年五月鳥取県企業訓令第八号)の一部を次のように改正する。

「線路手

別表中 えん堤手 を「保守員」に改める。

水路手」

附 則

この企業訓令は、昭和四十三年二月一日から施行する。

県 議 会 告 示

鳥取県議会告示第一号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和四十三年二月一日

鳥取県議会議長 土 谷 栄 一

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県会告示第二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

現業職員の給与に関する規則

本則中「技能労務職員」を「現業職員」に、「技能労務職員の給与に関する規則」を「現業職員の給与に関する規則」に改める。

附 則

この規則は、昭和四十三年二月一日から施行する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】